

交通事故関連

Q1. 交通事故をしたらどこに行けばいいの？

法律上は、整形外科、接骨院のどちらへ通院しても構いません。整形外科は「医師」、接骨院・整骨院は「柔道整復師」が管轄しています。整形外科では、診察行為（診断、投薬、注射など）やレントゲン・MRIなどによる検査が行えます。また、後遺症が残ってしまうような場合は、後遺症診断書を作成することができます。

Q2. 診察はどれくらいの頻度ですればいいの？

接骨院・整骨院へ通院する場合、少なくとも2週間に1回は整形外科での医師の診察がないと保険会社に治療の必要性がないと判断され、治療を打ち切られてしまう可能性があります。

Q3. 治療費は誰が負担するの？

被害者に過失がない限り治療費のご負担はありません。治療費は加害者または保険会社が負担いたします。

尚、過失がある場合でも、人身傷害保険に入っていれば、そこから保険が支払われます。過失があり、人身傷害保険に入っていない場合でも、自賠責保険金の範囲内であれば、過失が70%未満なら全額が自賠責保険から支払われます。過失が70%以上100%未満の場合、全額の8割が自賠責保険から支払われます。

Q4. 自費治療の治療費は自己負担なの？

自費治療でも自賠責保険や任意保険での治療費の支払いが受けられます。

Q5. 治療はいつから始めればいいのか？

必ず**事故当日**に医師の診察を受けてください。事故から治療開始までの期間が空くと事故とケガの因果関係が否定されてしまい、治療費などの支払いが受けられなくなるリスクがあります。

Q6. 治療部位は増やせるの？

交通事故から日が経つにつれ、痛いところが増える場合がごございます。その際は、**事故日から14日以内**であれば、治療部位を増やすことができます。医師の診察が必要になりますので医師にご相談ください。診断書に記載がないケガなどは事故との関係が否定され、治療費・賠償などの支払いが受けられなくなる可能性があるため、症状を医師に正確に伝え、漏れなく診断書に記載してもらってください。

Q7. MRI検査は必要なの？

MRI検査などの画像検査を受けていないと、症状が悪化した際に事故と症状の因果関係を否定されるリスクがあります。**痛みがなくても、頭を打ったり、首をひねったり、めまいなどの症状がある場合には画像検査することをおすすめします。**

Q8. 症状固定って何？

症状がそれ以上良くならない状態になったことを**症状固定**といいます。一般的には**事故から6か月経過時点**で症状が残っている場合に、主治医が医学的見地から症状固定と判断することが多いです。症状固定と判断されると治療費が支払われなくなります。また、実際より早く症状固定と判断されてしまうと、軽傷と誤解されて慰謝料や後遺障害認定に不利益を被ることがあります。

Q9. 後遺障害って何？

事故日から6～12か月経過しても症状が残っている場合は、**後遺障害**と認定される可能性があります。ただし、通院間隔を空けたり、通院自体を自己判断でやめてしまうと、完治したものと誤解され、後遺障害認定を受けられなくなります。症状があっても後遺障害の認定がないと、後遺障害慰謝料の支払いは受けられないためご注意ください。

Q10. 後遺障害の申請は誰にするの？

相手方の保険会社に後遺障害の申請を依頼することを「**事前認定**」といいます。事前認定の場合、治療や検査が不十分なまま申請され、適正な後遺障害の等級認定を受けられなくなるリスクがあります。一方、事前認定ではなく、ご自身で後遺障害の申請を行うことを「**被害者請求**」といいます。弁護士に相談すれば申請する方が適正な後遺障害の等級認定を受けられる可能性が高いです。